

提案基準 3 9 「激甚災害による罹災建築物の復旧・復興のための代替建築物」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
---	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 3 9 (P116・P117)

- 1 本提案基準は、平成 2 3 年 9 月の台風 1 2 号により本県南部山間地域に甚大な被害をもたらしたことから、被災地、被災者の早期の復旧・復興のために審査基準を定めたものであるが、東日本大震災等の激甚災害による罹災建築物についても、本提案基準を適用することを妨げるものではない。
また、本提案基準は原則として激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条の規定に基づき指定された災害による罹災建築物を対象とするものであるが、知事がこれと同等程度の災害であると認める場合にはその罹災建築物も対象とすることができるものであること。
なお、本提案基準は被災地、被災者の復旧・復興のために定めたものであることから、被災時に使用されていなかった罹災建築物は原則として対象外であること。
- 2 要件 3 にいう「原則として 3 年以内であること」とは、開発(建築)行為事前協議書の市町村受付年月日をもって 3 年以内であるかを確認することとし、応急仮設住宅の供与期間が延長された場合等やむを得ない理由がある場合は代替建築物の建築に至る個々の事情を勘案しながら、3 年以上であっても本提案基準を適用することができる。
- 3 要件 5 (1) にいう「予定建築物の用途は罹災建築物と同一であること」とは、罹災建築物の用途が複合用途であって、予定建築物の用途がその一部の用途を取り止める場合も同一用途であると取扱って支障ない。
- 4 要件 5 (3) について
「農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと。」とは、原則として次の地域、地区等を含まないものであること。ただし、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについては、この限りでない。
ア 農業振興地域の農用地区域及び優良農地
イ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域
ウ 国定公園及び県立自然公園の特別地域
エ 歴史的風土保存区域
オ 風致地区
カ 保安林及び保安施設地区
キ 史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域
ク その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域